

3月決算に向けて最低限ここを押さえる 海外子会社監査に関する 親会社の最終チェックポイント

この記事のエッセンス

- 海外子会社の監査が遅れることにより連結全体の監査が遅れる場合がある。
- 親会社経理は受け身ではなく、連結財務諸表における海外子会社の監査のしくみを理解し、親会社監査人のみならず、海外子会社の監査人からも情報入手する姿勢が求められる。
- 問題が生じた際は、正確な情報把握に加え、親会社監査人との早めの議論が重要である。

BEYOND BOUNDARIES
角元公認会計士事務所代表
公認会計士

角元 兼太郎

はじめに

近年、ニデック(株)や近畿車輛(株)など海外子会社の監査遅延により決算発表が延期された事例が見受けられている。海外子会社の監査の遅延により、対応に苦慮している親会社の経理担当者も多いのではないだろうか。

海外子会社の監査の状況は構造上、親会社経理から把握しづらい。よって問題を把握した時には深刻な状況に陥っていることも少なくない。海外子会社を多く持つ会社にとっては、海外子会社由来の連結スケジュールの遅延は対岸の火事ではないといえるだろう。

そこで、海外子会社の監査を数多く担当してきた知見をもとに、海外子会社に多い12月決算の財務諸表を3月決算の親会社が3カ月遅れで取り込む場合において、親会社経理が今からでもできる対策を解説する。また、監査役も会計監査人の監査を利用するため、本稿の内容が参考となるだろう。

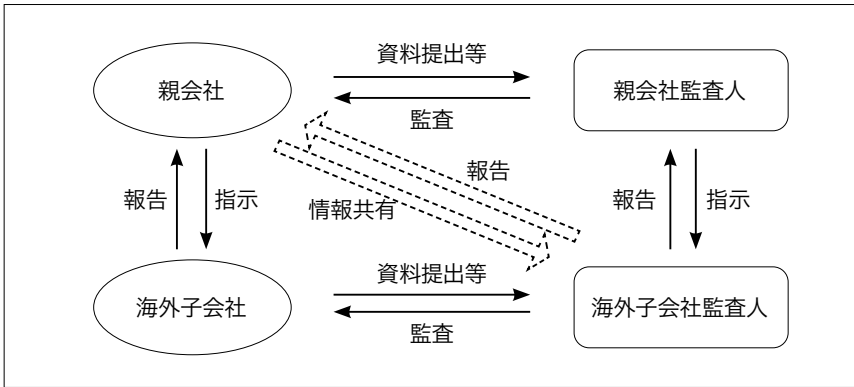
構造上の問題点

そもそも、海外子会社の監査の進捗は、海外子会社とその監査人の問題である。海外子会社らが管理すべき事項ゆえ、親会社経理がとやかく口を出すものではないというのが、至極真つ当な考え方であろう。しかしながら、海外子会社の監査の悪影響は最終的に、連結財務諸表作成やその監査に及んでしまうため、親会社経理も海外子会社の監査状況を把握しておきたい。そのためは、自ら積極的に海外子会社の監査人の情報を直接的ないし間接的に入手することが肝要である。

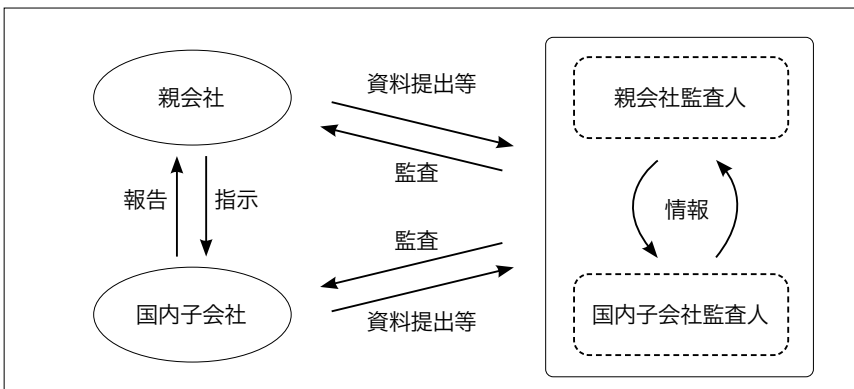
なぜ、親会社経理が受け身の姿勢だと問題なのか、構造上の問題を説明する。親会社、海外子会社、親会社監査人、海外子会社監査人の情報の流れを次頁図表1で示した。

海外子会社監査人は、海外子会社と監査を通じて関係する。そして親会社監査人と文書による報告を中心として関係を持つ。図表1の点線部のように、海外子会社監査人が親会社に直接連絡するケースは少なく、また、親会社監査人と海外子会社がコミュニケーションすることもほと

(図表1) 親会社と海外子会社監査人の情報の流れ



(図表2) 親会社と国内子会社監査人の情報の流れ



んどないだろう。
 一方で子会社が国内にある場合を
 考えてみよう(図表2)。
 構造自体は同じだが、国内子会社
 の監査人は親会社監査人のチームが
 同じ、もしくは兼任するメンバーが
 いる場合が多い。図表1と比較する
 と、親会社監査人と子会社監査人の
 重なる部分が多いのである。日頃
 からコミュニケーションを取っている

どころか、メンバーが同じで言語の
 壁もないため、問題が生じてもすぐ
 に共有しやすい構造になっている。
 海外子会社の場合に話を戻すと、
 会計上の論点やスケジュール上の問
 題が生じたときは、海外子会社監査
 人は海外子会社とコミュニケーション
 をとることで解決を図り、重要な
 場合は親会社監査人に報告する。海
 外子会社監査人が親会社経理に直接

コンタクトを取ることはない。海外
 子会社や親会社監査人のメンツを考
 えれば、両者を飛び越えて直接やり
 とりしづらいことは容易に想像いた
 だけるのである。
 ここで海外子会社の監査に問題が
 生じた際、海外子会社や親会社監査
 人を通じて情報がすんなり入ってく
 ればよいのだが、そうもいかないこ
 とも多い。海外子会社は資料の未提
 出など自分たちに都合の悪いことを
 報告しない場合が多いからだ。また、
 親会社監査人も自分たちの手続で手
 一杯だったり、楽観的に捉えたりし
 て、親会社への報告が遅れることも
 あるだろう。そして、海外子会社の
 監査において親会社監査人は間接的
 な立場になりやすいので、どうして
 も問題の温度感が伝わりづらい。ま
 た、海外子会社監査人も親会社監査
 人に報告することにより、質問や追
 加報告によって仕事が増えることは
 避けたい。こういった状況に言語の
 壁、距離の壁が重なり、海外子会社
 で生じる問題は、正確な形、適切な
 タイミングで親会社に届きづらいの
 である。そのため、親会社経理は自
 ら海外子会社監査人の持っている情
 報を入手することが重要なのであ
 る。

**親会社監査人と子会社
 監査人のコミュニケーション
 ションの方法とその内
 容**

(1) 親会社監査人と子会社監査
 人のコミュニケーション方法

次に、親会社経理が把握しづら
 い、連結財務諸表監査における子会
 社の監査の進め方や親会社監査人と
 子会社監査人のコミュニケーション
 方法について説明する。親会社監査
 人と子会社監査人のコミュニケーション
 ションについては監査基準報告書600
 「グループ監査における特別な考慮
 事項」で扱われているが、考慮すべ
 き事項が記載されているのみで具体
 的なコミュニケーション方法の記載
 はない。そのため、監査人の経験で
 もない限り、具体的にどのようによ
 ミュニケーションしているのか、経
 理にとってうかがい知るのには難し
 い。しかしながら、どの監査法人に
 おいても、進め方はほぼ同じである
 ので安心してほしい。

まず初めに、親会社監査人が「オー
 デイット・インスタラクションズ」
 という指示書を子会社監査人に送付

するという形をとる。オーディット・インストラクションズには、重要性の金額、監査上の留意事項、必須の監査手続などの他に、子会社監査人が提出すべき資料の雛形とそのタイムテーブルなどが記載されている。そして子会社監査人はこの指示書に記載の留意事項や監査上の重要性に従いながら監査を行い、オーディット・インストラクションズで要求されている提出物を指定された期日に提出するのである。

必要に応じてオンラインミーティングを行ったり、メールのやり取りをしたりするもの、コミュニケーションの軸となるのはオーディット・インストラクションズとそれに従い作成された子会社監査人の提出物である。この提出物の総称は監査法人によってまちまちで、「デリバラブル」、「アペンディックス」、「オーディット・ドキュメント」などと呼ばれる。本稿においてはデリバラブルと表現する。

デリバラブルは、監査基準が要求する事項に従うため、どの監査法人のものでも類似しており、提出タイプの種類もほぼ同じである。デリバラブルの種類は7種類〜10種類程度である場合が多いが、種類の違いは区

分けの違いによるもので大枠は同じである。ここで決算期直前にもっとも確認すべきなのは、「アーリー・ワーニング・メモランダム」、「コンプライション・メモランダム」、そして監査意見の「オーディット・レポート」が重要である。

話は逸れるが、国際監査基準600において、親会社の監査人は「グループ・オーディター」、子会社の監査人は「コンポーネント・オーディター」に該当する。本文においては理解しやすさを重視し、「親会社監査人」、「子会社監査人」と表現するが、親会社監査人は監査基準に従った呼称を使用する機会が多いため、知識として押さえておきたい。

(2) アーリー・ワーニング・メモランダムとコンプライション・メモランダム

アーリー・ワーニング・メモランダムとは、子会社の監査において重要なスケジュールの遅延・会計上の問題が生じたときに親会社に報告されるデリバラブルである。具体的には図表3のような事項が生じた場合に子会社監査人はアーリー・ワーニング・メモランダムで親会社監査人に報告する。提出時期は決まってお

らず、監査終了前までに連結財務諸表の監査に影響があるような重要な問題が生じたとき早急に子会社監査人が送付する。なお、監査法人によっては、問題が生じたら報告するのではなく、期末日前の特定の日に、問題がない場合にも問題ない旨、報告することが求められる場合もある。

コンプライション・メモランダムとは、後発事象以外の手続が完了したとき、つまり子会社の監査手続がほぼ終了した時に、監査意見と同じタイムリングで親会社監査人に提出されるデリバラブルである。報告する項目としては、アーリー・ワーニング・メモランダムとほぼ同様であり、

監査の終了時点で図表3に記載されている事項の有無の再確認、当該事項に対する実施した監査手続、結論が記載される。なお、コンプライション・メモランダムや監査意見の子会社監査人の締切りは、通常、子会社が親会社に監査済みの連結パッケージを提出する日と同日に設定されている。

親会社経理の確認事項

(1) 海外子会社全体の確認

前記において、親会社監査人と子会社監査人がオーディット・インストラクションズとそのデリ

バラブルを中心としてコミュニケーションを取ることを理解していただけたと思う。しかし残念ながら、オーディット・インストラクションズとデリバラブルは監査調査に該当するため、一部を除いて原則的に会社に開示されることはない。ただ、アーリー・ワーニング・メモランダムで重要な報告がなされているかどうか、コンプライション・

(図表3) アーリー・ワーニング・メモランダムに記載される項目例

- ・ 予定している監査意見が無限定意見以外である場合
- ・ 監査意見をスケジュールどおりに表明できない場合
- ・ 会社のビジネスや財務にかかる事項の重要な変化
- ・ 当期生じた重要な取引
- ・ 会計上・監査上の重要な問題
- ・ 不正
- ・ 税務上の問題
- ・ 法令違反や係争案件
- ・ 修正済み、未修正の虚偽表示
- ・ 内部統制の重要な不備
- ・ 会計方針の変更
- ・ 財務諸表上の見積りや判断にかかる事項
- ・ 関係会社取引
- ・ ゴーイング・コンサーンに係る事項
- ・ 未解決事項
- ・ その他重要な事項

メモランダムに特別な記載事項がないかどうかの質問をすることは許されるはずなので、親会社経理は確認しておきたい。そしてデリバラブルの回収状況も確認し、提出が遅れている子会社には親会社経理からも働きかけたい。

ただし、海外子会社の進捗状況把握のために過剰な要求をして、親会社監査人のスケジュールに影響を与えてしまったら本末顛倒である。親会社経理はあくまで、「連結の監査のために知りたい」という姿勢でありたい。これを踏まえると、監査法人との決算直前の打ち合わせで、議題の1つとして海外子会社の監査の状況を加え、それに伴うデリバラブルの回収状況やデリバラブル内の重要な報告の有無を確認するなどの方法がよいであろう。

(2) 各海外子会社の確認

デリバラブルの状況について子会社全体の確認ができたなら、親会社経理は各海外子会社の状況を確認したい。子会社の監査意見付き連結パッケージの状況に応じて対応が必要であるが、主に図表4の3つに分類できる。

子会社から親会社に連結パッケージ

(図表4) 監査意見付き連結パッケージの提出期限が到来した場合の各子会社の状況

A: 連結パッケージが未提出の場合
B: 連結パッケージが提出されているものの、監査意見がまだ表明されていない場合
C: 連結パッケージも監査意見も提出されている場合

メモランダムに記載があるのであれば、親会社から海外子会社に協力できることがないか検討する。たとえば、海外子会社の作業遅延であれば、作業を巻き取るなどである。また、海外子会社が主張する遅延理由と海外子会社監査人が主張する遅延理由のすり合

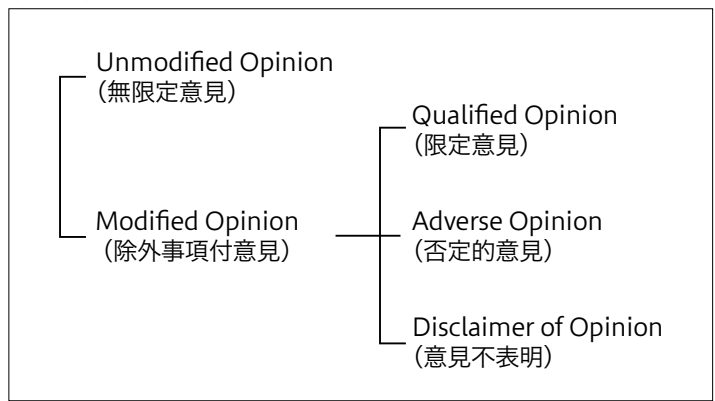
わせも重要だろう。Bの連結パッケージが提出されているものの、監査意見が表明されていない場合であるが、こちらもAと対応はほぼ同様で、海外子会社への問い合わせ、親会社監査人への情報提供、アーリー・ワーニング・メモランダムについての情報入手が必要である。監査意見が出ないのは、連結パッケージの監査上で解決されていない論点が発生しているか、必要な資料を提供できていないか、監査にまだ時間がかかるのか、これらの複合が原因である。Bの状況もAと同様の対応が求められるが、連結パッケージが提出されていても、その監査が終了していなければ、連結財務諸表の監査の遅延の大きな理由になる。連結パッケージが提出されているかどうかのみによって、子会社の監査の進捗状況を判断しないようにしたい。

Cの監査意見付きの連結パッケージが提出されている場合だが、連結パッケージに監査意見が付されているからといって安心はできない。提出された監査報告書の監査意見の種類が重要であり、連結パッケージのすべての重要な点において適正に表示している旨の意見である、無限定

意見を提出する日はもちろん決まっているはずだ。12月決算の海外子会社は3カ月の決算期のずれがあるもので、3月中旬であれば、提出日がすでに到来している場合も少なくないだろう。各海外子会社がAからCのどの状況か確認すべきである。

Aの連結パッケージが未提出の場合、早急に提出を促すとともに、遅延理由の確認、提出予定日の情報を海外子会社に問い合わせ、親会社監査人にも共有する。そしてアーリー・ワーニング・メモランダムが提出されているか、何らか遅延するような兆候が記載されているかどうか、親会社監査人から今一度情報入手すべきである。アーリー・ワーニング・

(図表5) 監査意見の種類とその英文表記



意見かどうかの確認が必要である。監査意見の種類に関しては図表5に示した。

無限定意見は英文で「Unmodified Opinion」となる。重要な虚偽表示がある場合や十分かつ適切な監査証拠が得られなかった場合の意見である除外事項付意見が「Modified Opinion」である。Modified Opinionは重要性や状況によって「Qualified Opinion」「Adverse Opinion」「Disclaimer of Opinion」の3種類に分かれる。このうち、限定意見の英語表記が

Qualified Opinionである。慣れている担当者で海外子会社の管理を行うとQualified Opinionを「資格のある意見」と訳してしまい、連結パッケージに問題がないと判断してしまうケースがあるので注意したい。

無限定意見か除外事項付意見の簡単な判別方法としては、監査意見の頭の区分をチェックすることである。英文の監査意見の最初の区分が「Opinion」の場合はUnmodified Opinion、適正表示の無限定意見だが、それ以外の「Qualified Opinion」等の場合は、連結パッケージに重要な問題が生じている除外事項付意見なので注意したい。監査意見についてより詳細に知りたい方は監査基準報告書の70および705などに日本語の、国際監査基準700および705に英文の監査意見の雛形があるので確認いただきたい。無限定意見が出ていたとしても、重要な海外子会社や期中に問題が起きた会社については、コンプレーション・メモランダムに何らかの留意事項が記載されていないかかどうか、念のため親会社監査人に確認しておきたい。

いる場合、そもそのスケジュールが適切かどうか、来期以降検討する余地がある。海外子会社の監査で、問題が発生しないことを前提に組んでいるスケジュールである場合が多いのではないだろうか。

要だろう。監査資料の未提出の問題であれば、スケジュールを設定し直し、資料の提出を親会社からも促す、親会社経理などが変わって作業するなど対応が必要である。そもそも期中に解消すべき問題であるが、海外子会社の担当者にとって、キャッシュ・フロー計算書や連結パッケージの税効果関係の注記部分は難しいこともあるので留意したい。また、スケジュールの遅延はボトルネックの正確な把握が必要になるため、海外子会社、海外子会社監査人の双方の意見を確認する必要がある。いずれの場合においても海外子会社と海外子会社監査人の話し合いのみで解決しようとするのではないことだ。メールの宛先に親会社経理を含めるよう指示して、正確な情報把握が必要である。また、親会社監査人を適切に巻き込んでいく必要がある。

問題が生じている場合の対応

前記において、親会社経理が確認すべき事項を説明してきたが、海外子会社で問題が生じていると判明した場合、親会社経理は実際に何をすればよいだろうか。さまざまな状況が考えられるが、起きやすい状況について説明する。

金额的に大きい事項や、解決に時間がかかりそうな場合は、親会社監査人との討議が必要であり、連結の監査にどのような影響が生じるか、早い段階で確認を行ったほうがよいだろう。

以上、海外子会社監査において親会社経理が把握すべきポイントをまとめてきた。本稿を参考に、親会社監査人から海外子会社の情報を入手し、海外子会社の監査人とも関係を築いていただきたい。

筆者は外資系企業の海外子会社監査人としての業務をすることが多い。監査を円滑かつ効率的に進めるためには、親会社経理との良好な関係構築が不可欠であり、今後さらにコミュニケーションを深めたいと考えている。本稿がスムーズな決算および親会社経理と海外子会社監査人の関係性の向上につながれば幸いである。

なお、12月決算の子会社の連結パッケージの提出日、監査の終了日が3月下旬以降、特に4月に入って

会計上未解決の論点や海外子会社監査人から修正を要求されている事項が発生している場合、まず把握すべき事項は金額感と解決時期の把握であろう。海外子会社にとっては金额的に重要性のある問題だとしても、連結全体ではさほど重要性がない場合がある。また、海外子会社監査人から修正を求められている事項があり、親会社の手前、海外子会社が拒んでいる場合もあるので、間に入って海外子会社監査人の要求を受け入れるように指示をすることも必

角元 兼太郎(かくもと・けんたろう)
BEYOND BOUNDARIES
角元公認会計士事務所代表
公認会計士
理系大学院修了後、有限責任 あずさ監査法人の国際部門、事業会社経理管理職、独系法律特許事務所グループの監査部門パートナーを経て独立。「被監査会社の不満を解消する監査」を掲げ、外資系日本法人を中心に監査対応や決算支援を行う。親会社監査人を問わない子会社監査や、グループ・アカウントリング・マニュアル作成など、実務に即した希少性の高いサービスを展開している。